

令 8 学 事 文 書 第 459 号
令和 8 年(2026年) 6 月 30 日

各都道府県 私立高等学校等奨学給付金担当課長 様

山口県総務部学事文書課長

山口県が実施する私立高校生等を対象とした奨学のための給付金
制度に関するお知らせについて（協力依頼）

本県の私学行政の推進につきましては、日ごろから多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では別添のとおり、7月1日から9月30日まで、山口県内に保護者が在住する私立高校生等を対象として奨学のための給付金の受給申請を受け付けることとしています。

本県が実施する奨学のための給付金に係る制度概要や申請手続き等につきましては、山口県公式ウェブサイトに掲載するとともに、各都道府県に掲載内容をお知らせすることにより、県外の私立高校生等に対して周知を図りたいと考えております。

つきましては、貴課所管の私立高等学校等に、本通知を送付いただく等の方法により、制度の周知に御協力いただきますようお願いいたします。

○山口県公式ウェブサイト

奨学のための給付金制度のお知らせ（私立高等学校等向け）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/3/12053.html>

私学振興班 担当：吉村

電 話： 083-933-2138

E-MAIL: a10400@pref.yamaguchi.lg.jp